

石川県教育委員会特定事業主行動計画(女性活躍推進プラン)の策定について

1 趣旨

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律が平成27年8月に制定され、同法で県教育委員会に策定を義務づけられている特定事業主行動計画を策定するもの。

2 対象職員

県教育委員会が任命する職員

(教育委員会事務局職員、県立学校教職員、県費負担教職員)

3 計画内容

国が定める指針に即し、本県教育委員会の状況の把握・分析を踏まえ、かつ、成績主義の原則等に留意しつつ、長時間勤務の是正等の男女双方の働き方改革によるワークライフバランスの実現や、家事、育児や介護をしながら活躍できる職場環境の整備に向けた様々な取組を一層進めていくもの。

(計画期間：平成28年4月1日～平成33年3月31日(5年間)、策定日 平成28年3月31日)

(1) 女性の登用

〈数値目標〉

○管理的地位に占める女性職員の割合 26.0% (H27年度)
(教頭職以上) → 概ね現状を維持 (H32年度)

〈取組内容〉

- ① 職域拡大等による多様な職務機会の付与
・従来、男性中心であった職場やポストへ女性職員の配置を拡大
- ② 意欲・能力向上のための研修
・若手職員に対するキャリア形成支援
- ③ 意欲と能力のある女性の登用
・意欲と能力のある女性職員を、将来の幹部候補となるポストに積極的に登用

(2) 仕事と生活の両立

〈数値目標〉

○男性職員の育児休業等取得率 17.5% (H26年度)
(育児参加休暇を含む) → 70% (H31年度)
○配偶者出産休暇及び 1.5日 (H26年度)
育児参加休暇の平均取得日数 → 4日以上 (H31年度)

〈取組内容〉

次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画による取組の推進と同じ

- ① 意識改革(固定的な性別役割分担意識等の是正の取り組み(研修を通じたワークライフバランス実現に向けた意識の醸成))
- ② 働き方の見直し(定時退庁日の徹底、年次有給休暇等の取得促進)
- ③ 育児関連の休暇・休業制度の利用促進(子の看護休暇の拡充、子育て支援ハンドブック等による周知)
- ④ 人事管理上の配慮(育児休業等期間の代替職員の配置)
- ⑤ 福利厚生上の配慮(子育て支援アドバイザーによる相談)
- ⑥ 働きやすい執務環境(学校敷地内禁煙) 等